

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をすることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年8月1日～令和3年8月31日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、管理者研修を行う。

<対策>

- 令和元年8月～ 諸制度の調査・研修内容の検討
- 令和元年9月～ 制度に関するパンフレットを作成し配布
研修の実施

目標2：育児休業等を取得・復帰しやすい環境作りのため、育休復帰支援プランによる支援を規程に規定し従業員全員に周知する。

<対策>

- 令和元年8月 規程作成
- 令和元年9月 規定を従業員にカンファレンスにて周知